

議案第13号

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（令和7年かすみがうら市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、
同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支
援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事
業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並び
に」を「その他の」に改める。

第18条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。